

(参考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月4日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村 ^{※1}	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 ^{※2}	2市6町3村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
雑穀	大豆	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{※4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※5}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、鏡石町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{※6}
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)、旧掛田町(蘆山町山内に限る。)、旧柱沢村(保原町及び米沢に限る。)、旧下戸村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本郷村、旧戸沢村、旧石井村、旧新飯村、旧大田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧下戸村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本郷村、旧戸沢村、旧石井村、旧新飯村、旧大田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧徳合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)	—	
ヤマドリ肉	全域	—	

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉野岳、原町区片倉字津津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉野岳、原町区片倉字津津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 福島県伊達市、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬津、養葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉野岳、原町区片倉字津津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧塩塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川村、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町内館(旧下、松橋川内、川向及び館ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))、旧掛田町(蘆山町山内に限る。))、旧柱沢村(保原町及び米沢に限る。))、旧下戸村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本郷村、旧戸沢村、旧石井村、旧新飯村、旧大田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。))、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧下戸村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本郷村、旧戸沢村、旧石井村、旧新飯村、旧大田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。))、桑折町(旧半田村及び旧徳合村の区域に限る。))、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))、郡山市(旧富久山町の区域に限る。))、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。))、いわき市(旧山田村の区域に限る。))、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。))、三春町(旧沢石村の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※4 アイヌメ、アカガレイ、アサギタビラマ、イナゴ(稚魚を除く。)、シガレイ、ウスメバル、ウミナゴ、エソイノイヌメ、キツメメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シウサワフ、シロメバル、ステウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハク(シガレイを除く。))、ヒガシノシタ、ヒラメ、ホウボウ、ホシシロイ、ホシザメ、マアゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツワフ、ムシボレイ、ムラソイ、メタカレイ、ヒノスガイ、キタムラサキユネ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月4日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市	
わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市	
穀類	ソバ	盛岡市(旧浪民村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くささてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町	
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)
水産物	ヒガシブリ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碓氷川の上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澁川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	土岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くささてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市	
水産物	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)&及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)&ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)&ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)&及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月4日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

(参考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月4日現在

Table with columns for Prefecture (福島県), Product Category (e.g., 原乳, 非結球性葉菜類), and specific shipping restrictions (e.g., H23.3.21~: 下記の地域以外). The table lists various agricultural products and their corresponding restricted areas and dates.

※ [Patterned Box] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年12月4日現在

福島県		出荷制限
雑穀	大豆	H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	米(平成23年産)	H23.11.17～：福島市(旧小国村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧小国村及び旧月形町の区域に限る。) H23.12.5～：福島市(旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～：二本松市(旧赤川村の区域に限る。) H23.12.9～：伊達市(旧沢沢村及び旧高成村の区域に限る。) H23.12.19～：伊達市(旧掛田町の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧塩本村の区域に限る。)
穀類	米(平成24年産)	H24.4.8～ H24.7.26一部解除：福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町、船引町中山宇小塚及び宇下高沢、常楽町、常楽町山根並びに市内固有有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉宇助堂、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇結木森、原町区高倉宇五台山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇栗原、原町区高倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内固有有林福島森林管理署204林班から208林班まで、208林班の一部、208林班から209林班まで、209林班から209林班まで及び213林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(通称、小倉等及び南台を除く。))、旧平田村、旧鹿野村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧後新堀ノ内に限る。)、旧掛田町(雲山町山野川に限る。)、旧住沢村(保原町所沢(朝夫内、久保田、田中内、西野山、菅ノ町、河原田、東原町、西原町及び東田)及び保原町住田(狹田、平、宮ノ内、新田、福崎、砂子下及び坂原)に限る。)、旧塩本村(霞川町大園(寺尾、清水、清水沢、松平、久保、楡塚、里ノキ、山ノ口、支木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、鹿川町新田及び鹿川町鶴谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧山山村、旧小手村及び旧野野村(鹿川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧流川村(流川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧道沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(巻代町)及び旧太田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、雫石町(旧平田村及び旧鹿合村の区域に限る。))及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	米(平成24年産)	H24.10.25～ H24.10.29一部解除：須賀川市(旧西森村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.8一部解除：大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.8一部解除：郡山市(旧高久山町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.7～ H24.11.12一部解除：福島市(旧水原村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.15～ H24.11.19一部解除：三春町(旧沢石村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.20～ H24.11.29一部解除：福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.28～ H24.12.4一部解除：いわき市(旧山田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H23.8.6～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.8.17～：真野川(支流を含む。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。) H24.3.29～：太田川(支流を含む。) H24.4.5～：澁川(支流に限る。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川(支流を含む。ただし澁川を除く。))及び日礪川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。) H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～：秋本湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川(澁川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川(支流を含む。ただし澁川及びその支流を除く。))及び日礪川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～：福島県内の只見川のうち只見ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。) H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H23.8.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) H24.4.12～：澁川(支流に限る。)
	ウグイ	H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(澁川との合流地点から上流の部分に限る。))並びに日礪川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除：笹岩川(支流を含む。)
	ウナギ	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))並びに長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	タイナム	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アカガレイ	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アサギカレイ	H24.7.26～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イナゴ(稚魚を除く。)	H24.8.23～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ウスマハル	H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)
ウミタナゴ	H23.8.25一部解除：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、菅岡町、大蔵町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
エソイソイ	H23.11.9～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡葉町、矢祭町、楡町、天栄村、玉川村、平	
エソイソイ	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡葉町、矢祭町、楡町、天栄村、玉川村、平	
クモシカ	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡葉町、矢祭町、楡町、天栄村、玉川村、平	
クモシカ	H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝崎村	
クマノ	H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝崎村	
ヤマドリ	H24.11.13～：全域	

※ 網掛けの箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年12月4日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、南上町 H24.10.30～：青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.30解除：青森県東通村炭燈台灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町椎葉灯台灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森県手間海岸線の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
農産物	たけのこ	H24.9.31～：一関市、奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市
	原木くりにけ(露地栽培)	H24.4.19～：奥州市、花巻市、盛岡市、盛岡市、盛岡市 H24.4.20～：大船渡市 H24.4.25～：一関市、奥州市、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.7～：花巻市、北上市、湯沢市、金ヶ崎町、山田町 H24.6.10～：奥州市
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：鷹巣高田町
	原木なめこ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.19～：奥州市、奥宮高田町、平泉町 H24.10.16～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.3.17～：奥州市 H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：鷹巣市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：花巻市 H24.5.19～：花巻市、奥州市
	こしあぶら	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：鷹巣市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：一関市、奥州市
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～：一関市、奥州市
	ぜんまい	H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：花巻市 H24.5.19～：花巻市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	H24.11.13～：奥州市(田舎長村の区域に限る。)、一関市(田代町の区域に限る。) H24.11.30～：奥州市(田舎長村の区域に限る。)
	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.8～：奥平川(支流を含む。)、及び砂防川(支流を含む。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)、及び岩手県内の北上川のうち四十間田ダムの下流(支流を含む。ただし、石狩橋の上流、石巻ダムの上流、入増ダムの上流、御所ダムの上流、田原ダムの上流、西沢ダムの上流、渡沢ダムの上流及び早稲田ダムの上流を除く。) H24.6.12～：奥平川(支流を含む。)
	ウグイ	H23.8.1～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.25～：一部解除
	牛肉	H23.8.1～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.25～：一部解除
	クマの肉	H24.9.10～：全県
	シカの肉	H24.7.28～：全県
	ヒツマツリ肉	H24.10.22～：全県
宮城県		出荷制限
農産物	たけのこ	H24.6.1～：白石市、丸森町 H24.6.28～：鹿野市 H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.9～：丸森町 H24.3.15～：鹿野市、角田市 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：鹿野市 H24.4.19～：白石市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：栗原市、東松島町 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：仙台市、大崎市、亶理町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ蔵町 H24.5.18～：大宮町
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.11.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.4.19～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.11.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.5.9～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.5.9～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～：最大高潮時海岸線と岩手県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
	ヒガシフグ	H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県海岸線の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ蔵ダムの上流を除く。)
	こしあぶら	H24.5.14～：大宮川の大倉ダムより上流(支流を含む。)、及び岩手川(大倉川の上流(支流を含む。))及び岩手川(大倉川の上流(支流を含む。)) H24.5.24～：三日月川のうち藤子ダムの上流(支流を含む。)、及び岩手川(大倉川の上流(支流を含む。)) H24.5.28～：三日月川のうち藤子ダムの上流(支流を含む。)、及び三日月川のうち菅沼ダムの上流(支流を含む。) H24.9.22～：三日月川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、及び三日月川のうち菅沼ダムの上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ蔵ダムの上流を除く。) H24.5.15～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛肉	H23.7.28～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.19～：一部解除
	イノシシ肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 H24.5.22～：全県(上記地域を除く。)
	クマの肉	H24.6.25～：全県
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～：全県
茨城県		出荷制限
農産物	たけのこ	H23.3.23～4.10解除：全県
	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
	かき	H23.3.21～4.17解除：全県
	パセリ	H23.3.23～4.17解除：全県
野菜類	タケノコ	H24.4.8～：鹿嶋市、小糸町、つくばからい町 H24.4.13～：石原町、鹿嶋市、取手市、守谷市、茨城県、取手町 H24.4.19～：ひたちなか市、鹿嶋市、東茨城町 H24.6.24～：北茨城市、大子町 H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小糸町 H23.11.10～：茨城県、鉾田市 H24.4.8～：鹿嶋市、取手市、つくばからい町 H24.4.19～：ひたちなか市
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城県、鉾田市
	原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城県、鉾田市
	こしあぶら	H24.5.5～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)
	インゲレイ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.19～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.19～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロフメ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30解除：北茨城38分の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コマカサベ	H24.8.1～：最大高潮時海岸線と福島県海岸線の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城県千原川海岸線の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アマリカサベ(養殖を除く。)	H24.4.17～：鹿嶋市、北茨城及び外海津浦並びにこれらからの扇田に流入する阿武隈川に常陸川
	キリン	H24.4.17～：鹿嶋市、北茨城及び外海津浦並びにこれらからの扇田に流入する阿武隈川に常陸川
	アサギ	H24.5.7～：鹿嶋市、北茨城及び外海津浦並びにこれらからの扇田に流入する阿武隈川に常陸川
肉	イノシシ肉	H23.11.2～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.8.5～：以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除：古河市、常陸市、取手市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.9.9解除：大子町 H23.6.2～H24.9.9解除：鹿嶋市、取手市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石原町、鉾田市、鉾田市 H23.6.2～H24.5.30解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：大子町 H23.6.2～H24.9.29解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年12月4日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町	
カキタ	H23.3.21～4.21解除：全産	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町	
	H24.8.7～：黒田市	
	H24.8.9～：矢板市	
	H24.8.15～：那須町	
	H24.8.29～：大田原市	
タケノコ	H24.10.10～：塩谷町	
	H24.10.12～：那須烏山市	
	H24.10.13～：矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市	
	H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町	
	H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.12～：大田原市	
	H24.3.29～：さくら市	
	H24.8.5～：黒田市	
野山類	H24.8.28～：壬生町	
	H24.11.29～：日光市	
	H23.11.7～：黒田市、矢板市	
	H23.11.9～：大田原市、那須塩原市	
	H23.11.14～：宇都宮市、高根沢町、さくら市、那須烏山市、上三川町、寄木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.11.5～：宇都宮市	
	H24.11.8～：塩谷町	
	H24.11.8～：壬生町	
	H23.11.14～：那須塩原市、日光市	
	H24.10.4～：矢板市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.18～：那須町	
	H24.10.28～：佐野市	
	H24.11.2～：黒田市	
	H24.11.9～：壬生町	
	H24.11.12～：那須町	
くさそつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.11.19～：那須烏山市	
	H24.8.1～：大田原市、那須町	
	H24.8.2～：那須塩原市	
	H24.8.4～：大田原市、那須町、寄木町(野生のものに限る。)	
	H24.8.2～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。)	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.8.7～：黒田市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。)	
	H24.8.15～：さくら市(野生のものに限る。)	
	H24.8.1～：宇都宮市、日光市	
	H24.8.14～：那須塩原市	
	H24.8.18～：大田原市	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.8.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。)	
	H24.4.27～：大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.8.1～：那須町	
	H24.8.2～：宇都宮市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.8.17～：大田原市、黒田市	
	H24.9.14～：那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18～：大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～：栃木県内の群馬県内のうち日光市足尾町内の区画(支線を含む。ただし、陸揚用との合流点から下流の部分に限る。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.10～：日光市、那須町、寄木町(支線を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.20～：栃木県内の群馬県内のうち日光市足尾町内の区画(支線を含む。)
		H24.8.7～：荒川(支線を含む。)
		H24.5.7～：荒川(支線を含む。)
肉	生の肉	H24.5.30～H24.9.28解除：大井川(支線を含む。ただし、荒井川及びその支線を除く。)
	イノシシの肉	H23.8.2～：全産
	シカの肉	H23.12.2～：全産
	鶏	H23.12.5～解除：(混の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	豚	H23.12.2～：全産
その他	茶	H23.8.2～：黒田市、大田原市
	その他	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全産	
カキタ	H23.3.21～4.8解除：全産	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～：沼田市、東吾妻町、藤岡市
		H24.10.10～：高山村
		H24.10.18～：安中市
		H24.10.23～：赤井鎮
		H24.11.5～：みなみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：群馬川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所管理用取水施設までの区画(支線を含む。)、小中川(支線を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：群馬川(支線を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.8～：群馬川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所管理用取水施設までの区画(支線を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：全産
	クマの肉	H24.9.10～：全産
	シカの肉	H24.11.14～：全産
	豚	H23.9.30～：渋川市
	鶏	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市
その他	茶	H23.8.2～：黒田市、大田原市
	その他	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：蕨市、蕨町
		H24.10.29～：とちぎ町
		H24.11.5～：鳩山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
シシトウ、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市	
農産物	タケノコ	H24.4.5～：市原市、木更津市
		H24.4.8～：養老子市、夷野町
		H24.4.11～：船橋市、白井市、八千代市
		H24.4.12～：船橋市
		H24.4.18～：安房町
		H23.10.11～：養老子市、香津市
		H23.11.18～：葛山町
		H23.12.22～：佐倉市
		H24.2.23～：印西市
		H24.4.10～：佐野市
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.18～：千葉市、八千代市	
	H24.5.18～：山武市	
	H24.11.14～：香取市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.3.18～：山武市	
	H24.11.14～：香取市	
水産物	ギンナ	H24.7.19～：平賀湖及び平賀湖に流入する阿川(支線を含む。)、平賀川(支線を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～：全産
その他	茶	H23.8.2～：成田市
		H23.6.2～9.7解除：大前白里町
		H23.7.4～H24.5.21解除：勝田市
		H23.6.2～H24.5.28解除：八潮市
		H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除：雨足橋市
		H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町
		H23.6.2～10.14解除：彦根町、清川村
		H23.6.23～10.26解除：相模原市
		H23.6.27～10.26解除：中井町
		H23.6.2～11.1解除：小田原市
		H23.6.2～11.10解除：高根町
		H23.6.2～H24.10.10解除：湯河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：全産(建設費及び築島費用を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：藤沢町、御代田町
		H24.10.1～：小泉町、南牧村
		H24.10.11～：佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町

※ の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成24年12月4日現在

福島県		摂取制限		
非結球性野菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外			
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村			
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、北郷原村、湯川村、昭和村、楯枝岐村			
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字杖木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字本木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村			
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村			
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)			
	H23.3.23～下記の地域以外			
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北郷原村、湯川村、昭和村、楯枝岐村			
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村			
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村				
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字杖木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字本木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)				
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)				
野菜	H23.3.23～下記の地域以外			
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村			
	H23.3.23～5.4解除：いわき市			
	H23.3.23～5.11解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村			
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字杖木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字本木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)			
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～5.4解除：いわき市		
		H23.3.23～5.11解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字杖木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字本木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.4.13～： 蕨餅村		
		H23.9.9～： 棚倉町(茨城産菌に属する野生キノコに限る)		
		H23.9.15～： いわき市、楸倉町		
		H23.9.20～： 南相馬市		
		水産物	H23.4.20～ 全域	
			H24.6.22解除： 新田川(支流を含む。)	
	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楸倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、東郷村、楡葉村			
	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村			
	肉	イノシシの肉		

※ [] の箇所は摂取制限の対象